

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
2	平成24年 2月8日	県有地処分について	高島市今津町桜 町一丁目2-7  財団法人 湖国協会 理事長 石田 幸雄	<p>当協会が東京都武蔵野市に建設中の湖国寮は、関係各位の御支援ならびに御協力をいただき、工事も順調に進み、本年4月には復活再開できる見込みである。</p> <p>その最中、滋賀県がその財政難解決の一助とするため、湖国寮敷地（湖国協会所有地）と境界を接する県有地ならびに当協会との共有地の入札の公告をしたが、当該土地があれば湖国寮開寮に当たり不足する障害者用の駐車場に充当することも可能となる。</p> <p>また、寮生の活動・生活拠点として有効に活用可能である。それにも関わらず、この期に及んで、この売却価格で、いかなる相手に売却できるのか。</p> <p>当該県有地は、昭和35年より、旧湖国寮建物の敷地と一体で使用してきた土地であり、服部岩吉初代公選知事が次世代の人材育成のために残された土地である。</p> <p>今回、私どもが新湖国寮再建設計画の推進に当たって、県よりこの土地が入用であれば、3億6,600万円なら売ると言われた土地で金策がつかず仕方なく断念した土地である。ところが、今回の最低価格は2億1,000万円余りの金額となっている。</p> <p>なぜ、一時の財政難解決のために県財政の規模からすれば小額の、かつ、県民のために利用すべき財産を安易に売却してまで処分する必要があるのか。</p> <p>どうか、当協会と地続きで使えるこの土地を将来の人材育成のため「米百俵」の精神で処分することなく利用されるよう、今一度御再考をお願いする。</p>	総務・企業 常任委員会